

一級河川北上川水系盛岡西圏域

河川整備計画

平成17年3月

岩 手 県

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
第1節 流域及び河川の現状	1
第2節 計画対象区間.....	4
第3節 計画対象期間.....	4
第4節 整備計画の目標	4
第2章 河川の整備の実施に関する事項	6
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	6
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	10
第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	10
 (付図) 流域概要図、盛岡西圏域整備区間	

第 1 章 河川整備計画の目標に関する事項

第 1 節 流域及び河川の現状

盛岡西圏域は岩手県中心部の西方に位置し、東西約 35km、南北約 40km の広がりを持ち、圏域の面積は約 770km²となっている。

圏域の中央を東西に流れる雫石川は、奥羽山脈の駒ヶ岳に源を発し、御所ダム（直轄管理）上流域で、葛根田川、鶯宿川、南川、外柵沢川、矢櫃川などを合流した後、御所ダム下流の盛岡市中屋敷付近で諸葛川を合流し、盛岡市の中心部（盛岡駅付近）で北上川に流入している。また、木賊川は岩手山登山口の滝沢村柳沢地区を源として南流し、中流部で菓子川を合流し、盛岡市北大橋付近で北上川に流入している。

盛岡西圏域は盛岡市の西部、雫石町、滝沢村の 1 市 1 町 1 村から構成され、圏域内の人口は約 2 2 万人で、圏域の東側に位置する盛岡市及び滝沢村に集中している。

また、気候は内陸性気候を示し冬季の冷え込みが厳しく、夏季と冬季の気温差が大きくなっている。降水量は 7 月～9 月の梅雨時期や台風時期に多く、近年 30 年の平均年間降水量は盛岡で約 1,250mm、雫石で約 1,540mm、同じく年平均気温は盛岡で約 10℃、雫石で約 9℃となっており、奥羽山脈に近い雫石で降水量が多く、平均気温は低くなっている。

地形については、圏域の西側に位置する雫石町では奥羽山脈に起因する大きな起伏を伴う山地地形が広く分布し、その中央部には断層で落ち込んだ地溝性の雫石盆地があり、圏域東側に位置する盛岡市、滝沢村周辺には北上川沿川の沖積平野が広がっている。

第 1 項 治水対策

本圏域は、かつて、昭和 22 年のカスリン台風及び昭和 23 年のアイオン台風によって、壊滅的な被害を受けた地域である。盛岡市全体では、カスリン台風による流失家屋 37 戸、床上浸水 2,659 戸、アイオン台風による全壊家屋 2 戸、床上浸水 155 戸、床下浸水 343 戸であり、圏域内では、特に木賊川、諸葛川及び雫石川の堤防決壊、橋梁流失など甚大な被害を受けた。

その後も度重なる洪水に見舞われ、これを契機として昭和 20 年代には葛根田川、昭和 30 年代には雫石川において河川工事が始められ、平成 13 年までにこれらの河川工事が概成している。

また、圏域内の諸葛川では、度重なる出水と盛岡市・滝沢村の境付近の著しい宅地化に対応するため、昭和 48 年度に河川改修事業に着手し、雫石川合流点の流量 630m³/s として

改修を進めてきた。

一方、木賊川でも度重なる出水と下流域の市街化及び菓子川上流の宅地化に対応するため、昭和 61 年度に河川改修事業に着手しているが、平成 14 年 7 月の台風 6 号において堤防の決壊等により、床上浸水 14 戸、床下浸水 99 戸、避難勧告 1,253 世帯 3,484 人の甚大な被害が発生した。

このように、本圏域では、度重なる洪水被害を受けているため、河道拡幅や築堤及び護岸整備等の河川改修事業の実施により、圏域の治水安全度は着実に向上しているものの、未だ十分な整備水準に達していない河川もあり、近年でも洪水の被害が発生していることから、継続的な治水対策が必要である。

第 2 項 河川水の利用

河川水は、沿川住民にとって大切な水の供給源であり、農業用水、工業用水、水道用水及び発電用水等に利用されている。発電用水の合計取水量は最も多く、最大取水量は 75.5m³/s に上り、用水量全体の約 71% を占めている。その次は、農業用水で、代掻き期の最大取水量は約 29m³/s であり、受益面積は約 7,700ha である。

近年、地域住民の生活等に著しく影響を与えるような渇水の被害は報告されておらず、比較的安定した流況を保っている。

第 3 項 環境

盛岡西圏域の地形は、西側の奥羽山脈に起因する大きな起伏を伴う山地地形、これに連なる山麓部での丘陵地、北上川沿川の沖積平野、断層で落ち込んだ地溝性の構造盆地である雫石盆地の大きく 4 つの地形に分類される。奥羽山脈の中でも、圏域の北西部は岩手山や駒ヶ岳などの火山山地が分布し、南西部には非火山山地の五番森山地や東根山山地が分布するなどの特徴が見られる。

圏域の自然景観は、北西部に岩手山や駒ヶ岳などの火山群やカルデラ、またこの周辺にみられる高山植生及び湿原植生、葛根田川上流の原生植生、鳥越の滝、玄武洞の節理など多くの自然景観が存在している。

圏域内の河川は、豊かな自然の中を流れ、雫石盆地で合流する葛根田川、雫石川をはじめとする 6 河川と、盛岡市及び滝沢村の市街地内を流れる諸葛川、木賊川、菓子川の 3 河川とに分けられる。

植生状況は、西方の奥羽山脈付近ではブナの自然林が広く分布するほか、岩手山や駒ヶ岳付近では高山ハイデやアオモリトドマツ群集等の高山・亜高山帯自然植生の分布がみられる。また、これらの山麓部では人為的影響を受けて、アカマツやスギ・ヒノキ、カラマツ等の植林が分布するほか、雫石盆地や北上川沿いの平地部では水田が広く分布している。

鳥類は、数多くの種類の生息が確認されており、カワセミ、セキレイ、カルガモ等がみられるほか、圏域の西側の山地部ではイヌワシやクマタカの生息、岩手山山麓ではオオタカの生息が見られる。

魚類は、御所ダム上流の河川では、ヤマメ、イワナ、アユなどが生息の中心となり、御所ダム下流の河川ではウグイ、アブラハヤなどが主な生息種となっている。

また、市街地内を流れる諸葛川、木賊川でもヤマメの生息が見られるほか、秋には雫石川の御所ダム下流や諸葛川でサケの遡上が見られる。

このほか、圏域内の清流では、カワシンジュガイやゲンジボタル、トウホクサンショウウオ等の貴重な動物の生息も確認されている。

水質環境については、圏域内の雫石川 4 地点、葛根田川 3 地点、南川、鶯宿川、諸葛川、木賊川各 1 地点の合わせて 6 河川 11 地点において水質観測が行われており、このうち木賊川を除く 10 地点が環境基準の A 類型に指定されている。これら、環境基準地点における近年の水質の状況は、環境基準の重要な項目となる BOD について見ると、諸葛川では環境基準値を上回る年が若干見られるが、その他の地点では基準値を満たしており、盛岡西圏域の河川は総じて良好な水質を保っているといえる。また、木賊川においても近年水質は改善されている。

第2節 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、北上川水系盛岡西圏域の岩手県知事管理区間とする。

計画の対象とする区間

No	河川名	支川	対象区間	流域面積 (km ²)	指定区間 流路延長 (km)
1	雫石川	1次	雫石川直轄管理境～指定区間上流端	168.3	33.2
2	諸葛川	2次	雫石川合流点～指定区間上流端	68.4	10.2
3	南川	2次	南川直轄管理境～指定区間上流端	70.7	22.7
4	矢櫃川	3次	矢櫃直轄管理境～指定区間上流端	36.1	12.0
5	鶯宿川	3次	南川合流点～指定区間上流端	31.6	10.5
6	外柵沢川	3次	南川合流点～指定区間上流端	11.1	6.4
7	葛根田川	2次	雫石川合流点～指定区間上流端	191.5	25.3
8	木賊川	1次	北上川合流点～指定区間上流端	20.9	9.2
9	巢子川	2次	木賊川合流点～指定区間上流端	11.4	0.6

第3節 計画対象期間

河川整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。

第4節 整備計画の目標

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本圏域は過去に多くの水害に見舞われており、葛根田川、雫石川、諸葛川においては、河道拡幅や築堤及び護岸の整備等の河川改修事業を主とした治水対策を実施してきた。

一方、木賊川では、これまでも洪水の被害が度々発生している。

特にも、平成14年7月の台風6号では、河川の増水による堤防決壊等により、床上浸水14戸、床下浸水99戸、避難勧告1,253世帯3,484人という甚大な被害が発生していることから、早急な治水安全度の向上が望まれる。

木賊川の整備については、流域及び洪水氾濫区域内の資産や人口、流域面積等を総合的に勘案し、概ね50年に1回の確率の降雨による洪水を安全に流下させることを目標

とする。

また、整備目標を上回る洪水や、内水による被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップの作成・公表の支援や、降雨、水位等の情報提供を行う。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

本圏域内の河川では、既往の渇水において動植物の生息・生育環境への影響や河川景観への影響、水質への影響等は報告されていない。

また、雫石川と葛根田川の流水は農業用水や水道用水、発電用水等に利用され、その他の河川では農業用水に利用されている。発電用水の取水量が最も多く最大取水量の合計は約 75m³/s に上り、流水の利用の約 71% を占め、農業用水の受益面積は約 7,700ha であるが、水不足による大きな渇水の被害は報告されていない。

雫石川、葛根田川、南川、鶯宿川及び諸葛川は、環境基準のA類型に指定され、BODは概ね基準を満足しており、総じて良好な水質を保っている。木賊川は環境基準の類型指定はなされていないが、近年水質は改善されてきている。

今後とも関係機関と連携しながら、適正な流水の正常な機能の維持に努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

圏域河川の沿川は、牧草地や水田地帯が広がり、クマタカやオオタカ、カワセミ、スナヤマメ、カワシンジュガイ、サクラソウ等の貴重な動植物が生息・生育している豊かな自然が残された地域であることから、自然景観の保全や現況の動植物の生息・生育環境が持続できるような自然環境の保全に努める。

また、市街地沿川においては、水辺とのふれあいや自然観察ができるような水辺空間の整備を図り、人と自然が共生できる川づくりに努める。

河川の維持管理については、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切な管理を行い、地域の人々と共に河川清掃を実施するなど河川美化に努める。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

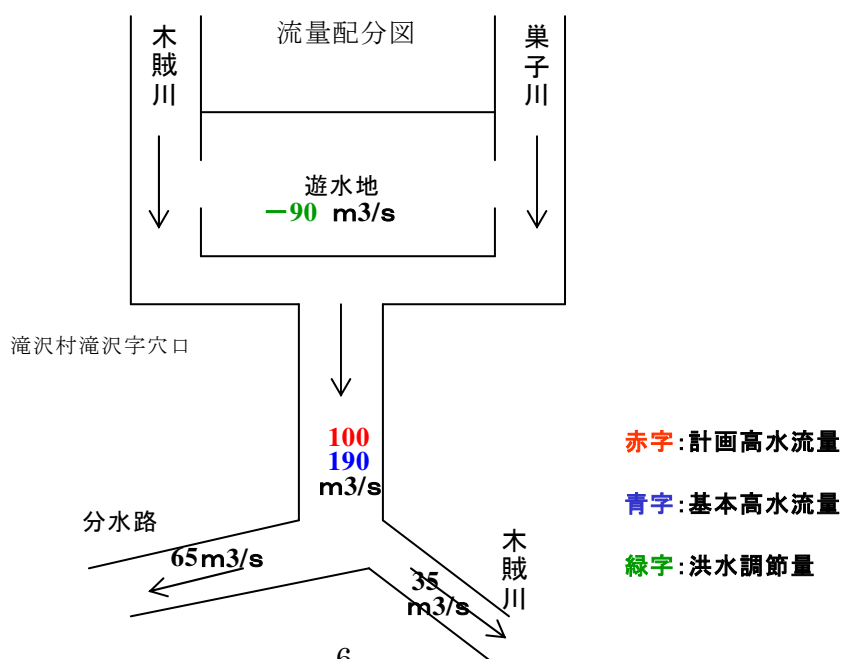
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川名	整備目的	整備内容	整備区間等	整備延長・面積 (m)
木賊川	洪水対策	遊水地建設	巢子川合流部	約 26.9ha
木賊川	洪水対策	河道改修	0.0～4k500	約 4,500m
木賊川	洪水対策	分水路築造	0.0～1k330	約 1,330m
諸葛川	洪水対策	河川改修	5k600～5k900	約 300m

(1) 木賊川（遊水地建設）

目標を達成するために、木賊川と巢子川の合流部付近において、下流に対する洪水調節を目的とした遊水地を建設する。これにより、遊水地直下における基本高水 $190\text{m}^3/\text{s}$ を、 $100\text{m}^3/\text{s}$ に低減する。

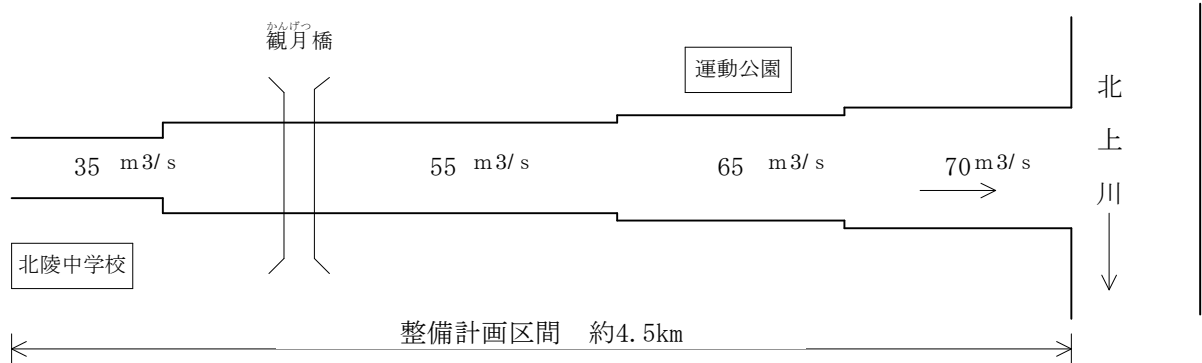
工事の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境の保全・創出に配慮するとともに、地域住民が自然観察や自然学習ができるような環境整備を行う。また、地域住民に十分な説明を行うとともに、地域の意見を反映するなど、地域と協働で川づくりを進めていく。



(2) 木賊川（下流河川改修）

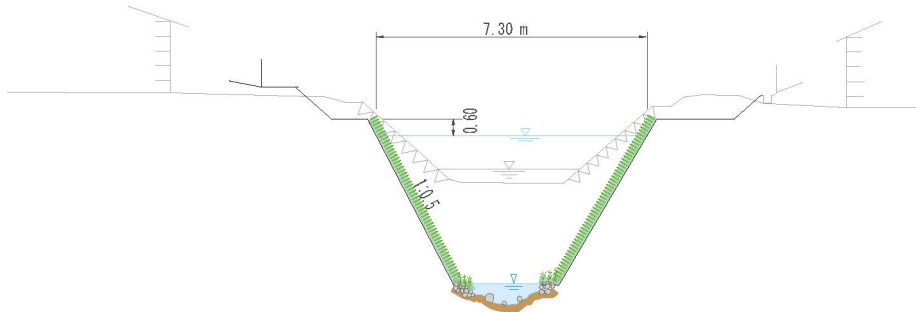
北上川合流点から遊水地までの区間約 4.5km において、河道掘削により河積を拡大し、洪水被害の防止を図る。

なお、工事の実施にあたっては、生物の生息環境に配慮するとともに、自然環境の創出や地域住民が水辺に親しめるような河川整備を行う。また、地域住民に十分な説明を行うとともに、地域の意見を反映するなど、地域と協働で川づくりを進めていく。



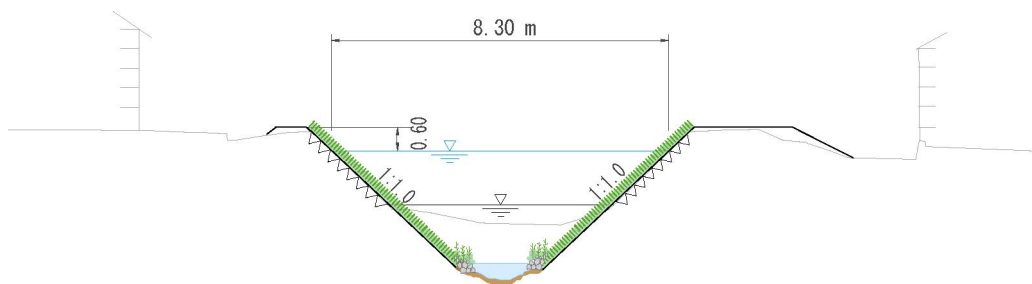
木賊川改修計画代表断面図

観月橋付近



木賊川改修計画代表断面図

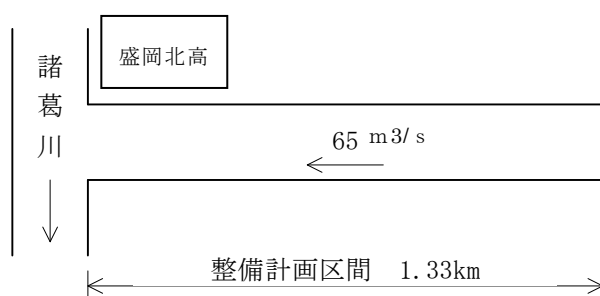
北陵中学校付近



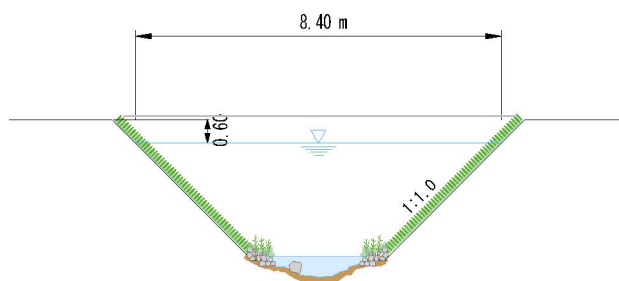
(3) 木賊川分水路

遊水地から諸葛川耳取橋上流付近（区間延長約 1.330km）において、 $65\text{m}^3/\text{s}$ の分水路を築造し、遊水地と併せ木賊川治水基準点（北上川合流点）における基本高水 $210\text{m}^3/\text{s}$ を、 $70\text{m}^3/\text{s}$ に低減させる。

なお、工事の実施にあたっては、周辺の市街地整備との環境や景観調和に配慮した河川整備を行う。また、地域住民に十分な説明を行うとともに、地域の意見を反映するなど、地域と協働で川づくりを進めていく。



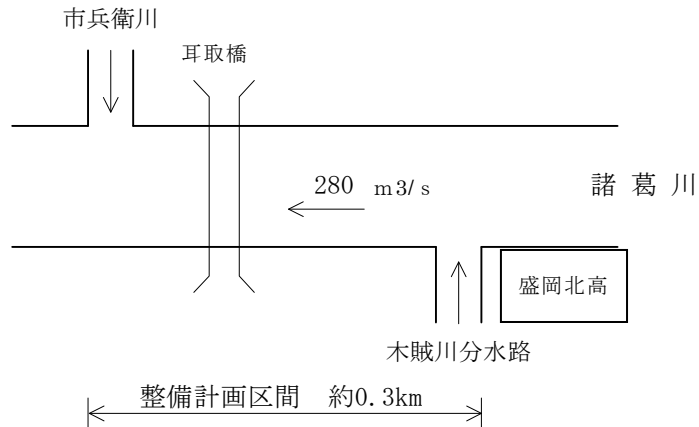
木賊川分水路計画代表断面図



(4) 諸葛川河川改修

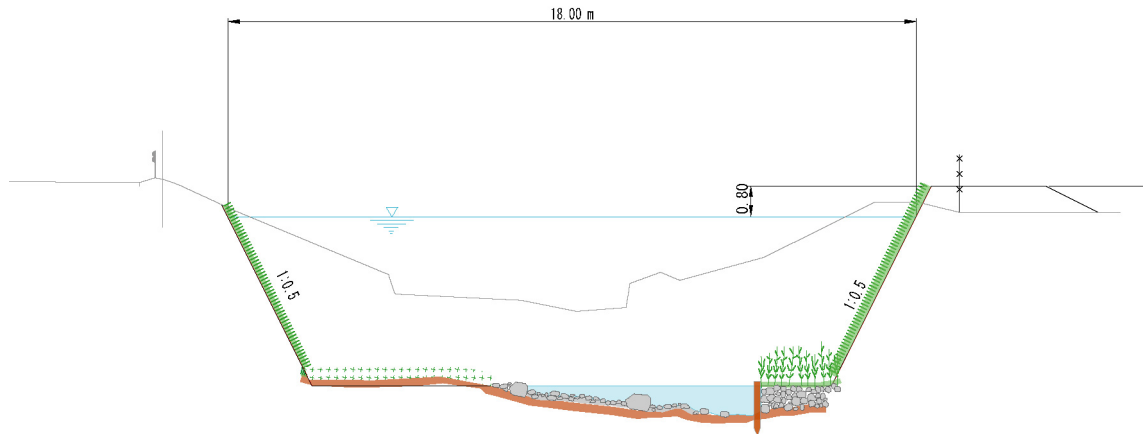
諸葛川の流下能力の不足する区間（区間延長約 300m）において、掘削・護岸工等を行い、洪水防御を図る。

なお、工事の実施にあたっては、生物の生息環境に配慮するとともに、自然環境の創出や地域住民が水辺に親しめるような河川整備を行う。また、地域住民に十分な説明を行うとともに、地域の意見を反映するなど、地域と協働で川づくりを進めていく。



諸葛川改修計画代表断面図

(耳取橋付近)



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 河川管理施設の維持

河川の維持は、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用の増進、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を目的に行うものとする。

具体的には、日々の管理として河川管理施設の点検及び河道の巡視を行い、必要に応じて、維持・補修等を行うとともに、許可工作物の管理指導を行うものとする。また、洪水時の管理としては、洪水情報の収集・提供及び河川の巡視・点検を行うものとする。

水環境の保全に関しては、関係機関と連携しながら、水量・水質の監視、水質事故への対応、パトロールの実施等による不法占用、不法投棄の防止等を行う。また、行政と住民が連携し、河川清掃を行うなど、良好な水辺環境の維持・保全に努める。

第3節 その他河川整備を総合的にを行うために必要な事項

第1項 洪水時における対策等

洪水時における被害の最小化を図るため、地元自治体に対してハザードマップ（避難地及び避難経路等を明示）の作成等の支援を行う。

また、出水時は水防活動や避難路の確保に資するため、降雨、水位情報等の提供を行う。

第2項 水質保全における対策

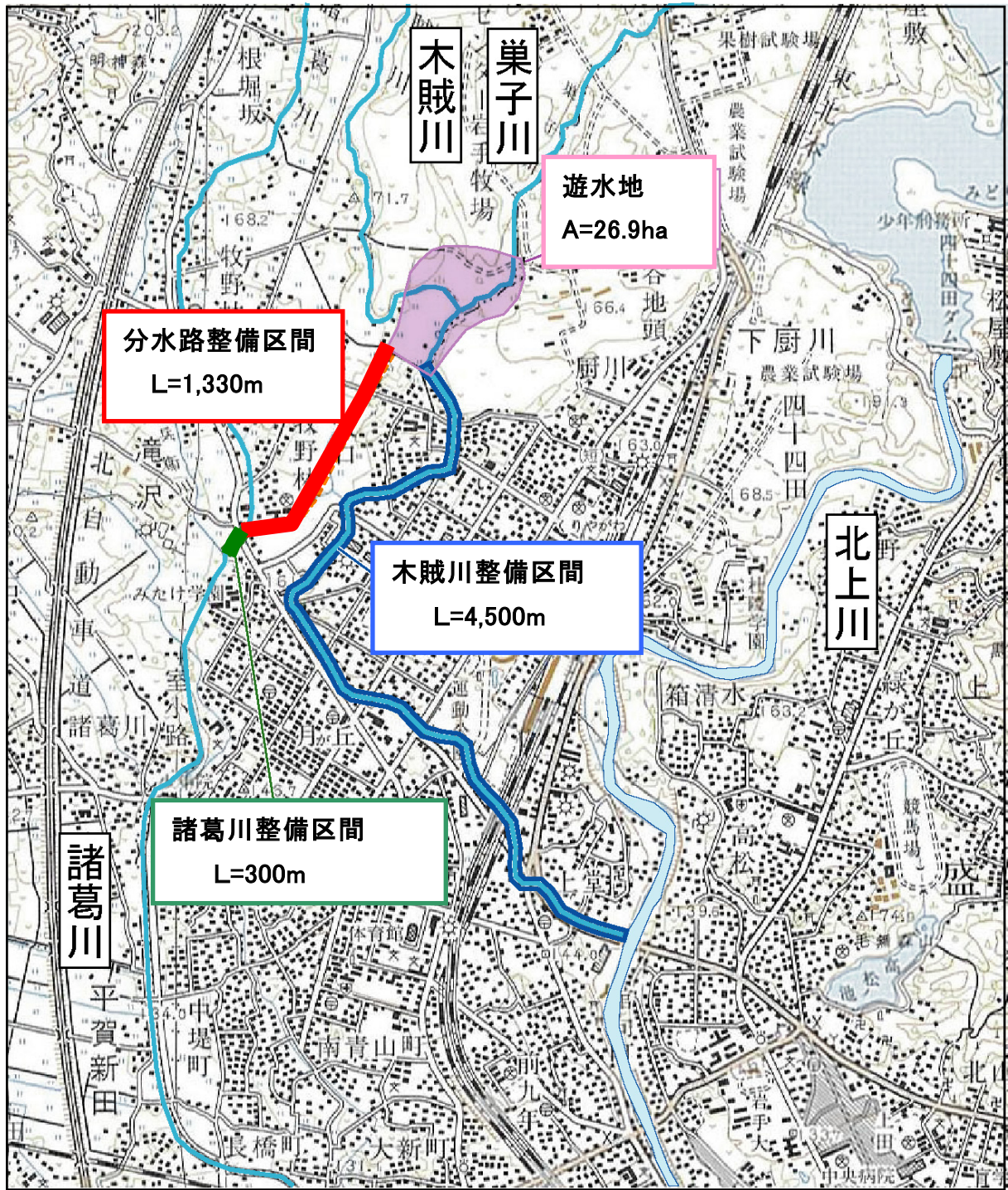
水質、水量の保全を認識してもらうため、地域住民に対して広報活動等の啓発を行う。

また、油流出事故等に迅速に対応するため情報連絡協議会等を開催し関係機関と情報を共有化する。

第3項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

本圏域の豊かな自然及び歴史と文化あふれる良好な環境を将来に引き継いでゆくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

このため、川に関する情報の提供に努めるとともに、川の歴史や自然環境等に関する学習や、河川活動への住民や子供の参加など通して地域住民への河川愛護意識の定着と啓発を推進するとともに、住民参画による川づくりを進める。



盛岡西圏域整備区間